

令和3年 第6回 新富町農業委員会会議録

(令和3年 6月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和3年 第6回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和3年 6月28日(月)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和3年 6月28日 午後 3時00分 議長 閉会 令和3年 6月28日 午後 3時30分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	安藝 眞充	○
	2番	芳野 京子	○	10番	川野 國廣	○
	3番	山口 弘安	○	11番	黒木 義博	×
	4番	藤井 貞敏	○	12番	長友 保	○
	5番	水筑 祐子	○	13番	猪俣 忠	○
	6番	太田 茂	○	14番	井崎 誠	○
	7番	長友 万藏	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 眞理子	○	16番	前田 章男	○
会議録署名委員	16番 前田 章男 2番 芳野 京子					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	岩村 伸夫	○			
	補 佐	福重 和泉	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農地法の適用を受けない土地の証明について
- (5) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
- (6) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (7) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第24号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議案第25号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

議案第26号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第27号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議長 　ただ今から、令和3年第6回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達しております。

議長 　5月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、16番 前田章男 委員、2番 芳野京子 委員を指名いたします。

議長 　日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

(なしの声あり)

議長 　異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　それでは、その1及び2については関連がありますので、現地調査の報告を含め、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 　それでは、その1及びその2について説明申し上げます。
その1につきましては、譲渡人が■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の2,500㎡、その2につきましては、譲渡人が■■■■さん、こちらは先ほどの譲渡人の旦那さんでございます。譲受人も同じく■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全6筆、田の合計1,570㎡、畑の合計7,419㎡、その1、その2とも所有権移転で、親子間無償贈与となっております。

譲受人は■■■■■、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■
■、田の 626 m²、賃借権設定で、内容は資材及び車両置場、申請理由は
議案書に記載のとおりです。第3種農地で、賃借料は■■■■■円／月と
なっております。以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 13 番 猪俣 忠 委員

猪俣 それではその1について、13番猪俣が現地調査の報告をします。
現地を確認したところ、国道沿いであり、市街地内でもありますので、
転用するのに何ら問題ないと思われます。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ありません。

議長 つぎに、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。

譲受人は■■■■■さん・■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請
地は■■■■■■■■■■■、田の 206 m²、所有権移転で、申請内容は一般個
人住宅、建築面積は 74.52 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。
第3種農地で、土地代■■■■■円、坪当たり約■■■■■円となっております。
以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 13 番 猪俣 忠 委員

猪俣 それではその2について、13番猪俣が報告いたします。
こちら住宅地内にあり、転用するのに問題ないと思われます。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ありません。

議長 　ただ今、議案第 22 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 　質問等もないようですので、採決します。

議長 　議案第 22 号について、承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 　挙手全員ですので、議案第 22 号については、申請どおり承認されました。したがって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 　つぎに、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 　それでは、その 1 から 40 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 　それでは、その 1 から 40 まで、一括して説明申し上げます。

その 1 につきましては、譲受人が認定新規就農者の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の 839 m²、公告期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、新田西案件となっております。

その 2 につきましても、譲受人が認定新規就農者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計 3 筆、田の合計 2,165 m²、公告期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、新田西案件となっております。

その 3 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん他 3 名、申請地は■■■■■■■■■■、畑の 2,200 m²、公告期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払い、個別案件となっております。

その 4 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか計 2 筆、畑の合計 2,248

m²、公告期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その5につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計7筆、畑の合計6,792m²、公告期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日、経営規模拡大で親子間使用貸借、個別案件となっております。

その6につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに計26筆、畑の合計13,853m²、公告期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日、経営規模拡大で親子間使用貸借、新田西案件となっております。

その7につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の1,713m²、公告期間は令和3年7月1日から令和7年9月30日、経営規模拡大で親子間使用貸借、個別案件となっております。

その8につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の3,368m²、公告期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その9につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の1,070m²、公告期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日、賃借権設定で、10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その10につきましては、譲受人が認定新規就農者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■ほかに計2筆、田の合計990m²、公告期間は令和3年7月1日から令和4年6月30日、使用貸借設定で経営規模拡大、個別案件となっております。

その11につきましても、譲受人が認定新規就農者の■■■■さん、譲渡人は■■■■、申請地は■■■■■■■■、田の806m²、公告期間は令和3年7月1日から令和4年6月30日、使用貸借設定で経営規模拡大、個別案件となっております。

その12につきましては、譲受人が認定新規就農者の■■■■さん、譲渡人は■■■■、申請地は■■■■■■■■、田の231m²、公告期間は令和3年7月1日から令和4年6月30日、使用貸借設定で経営規模拡大、個別案件となっております。

その 13 からその 17 につきましては、再設定ですので、説明は省略します。

その 18 からその 40 につきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、別紙様式第 7 号の 2 の配分計画案をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長 　ただ今、議案第 23 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

井崎 　質問ですが、その 1 と 2 の賃借料が高いように思われますが、理由は何か分かりますか。

事務局 　事務局から説明いたします。その 1 と 2 につきましては、ハウス込みでの賃借料となっておりますので、高くなっていると思われま

井崎 　分かりました。

議長 　ほかに質問はありませんか。

議長 　ほかに質問等もないようですので、採決します。
議案第 23 号について、承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 　挙手全員ですので、議案第 23 号については承認されました。

議長 　つぎに、議案第 24 号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 　それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 　それでは、説明申し上げます。
申請人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、登記地目が田の 462 m²、現在の状況は原野と化しております。申請理由は、再生困難であり、今後も農地として利用することができないためです。以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 13番 猪俣 忠 委員

猪俣 それでは、13番猪俣が現地調査の報告をします。
現地に行きつけないのではないかと思われるほど、周囲も藪や竹林が生い茂っておりまして、農地として利用するのは難しいと思います。

議長 担当委員として、1番平下からの補足説明はありません。

議長 ただ今、議案第24号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第24号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第24号については承認されました。したがって、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 つぎに、議案第25号「新富町農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第25号について説明申し上げます。
農業委員会に関する法律の規定に基づき定めました農地利用最適化に関する指針の見直しということで、別添資料をご覧のとおり、平成29年7月にまとめたものの時点修正でありまして、今回、目標値等を一部見直しております。目標年次につきましては、県に合わせて令和5年度末としております。

それぞれの項目ごとの目標値や具体的な取組み等につきましては、資料に記載のとおりです。

なお、こちらの指針見直しにつきましては、年度末時点の実績をもとに検証し、見直すこととしておりますので、見直し日につきましては、

令和3年3月31日に遡及しております。以上です。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 　質問等もないようですので、採決します。
議案第25号について、承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 　挙手全員ですので、議案第25号については承認されました。したが
いまして、ホームページで公表することといたします。

議長 　つぎに、議案第26号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動
の点検・評価について」を議題といたします。

議長 　議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 　それでは、議案第26号について説明申し上げます。
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価というこ
とで、毎年行っているものですが、先ほど説明しました指針にもとづき
年度ごとの計画を立て、その実績をまとめてホームページ等で公表す
ることになっております。
それぞれの項目ごとの目標値に対する結果や取組み内容の評価等に
つきましては、別添資料に記載のとおりです。以上です。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 　質問等もないようですので、採決します。
議案第26号について、承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 　挙手全員ですので、議案第26号については承認されました。したが
いまして、ホームページで公表することといたします。

議長 つぎに、議案第 27 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 27 号について説明いたします。
令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の計画ということでまとめております。
それぞれの項目ごとの目標値や具体的な取組み内容等につきましては、別添資料に記載のとおりです。
なお、先ほどの議案第 26 号と併せまして、ホームページに掲載したいと考えております。農地利用の最適化に関する指針についても同じですが、公表するよう県より指導が来ておりますので、そのように進めて参りたいと思っております。以上です。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 27 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 27 号については承認されました。したがって、ホームページで公表することといたします。

議長 以上をもちまして、令和 3 年 6 月 28 日開会の第 6 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

令和 3 年 6 月 28 日

会 長 平下 裕敏

署名委員 猪俣 忠

署名委員 長友 嘉美

